

第73号議案

品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月24日

品川区長 濱 野 健

品川区立従前居住者用住宅条例の一部を改正する条例

品川区立従前居住者用住宅条例（平成6年品川区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（名称等）

第3条 従前居住者用住宅の名称、所在地および戸数は、次のとおりとする。

| 名称         | 所在地               | 戸数  |
|------------|-------------------|-----|
| 品川区立ソレイユ戸越 | 東京都品川区戸越一丁目4番6号   | 10戸 |
| 品川区立ソレイユ中延 | 東京都品川区中延一丁目10番12号 | 31戸 |

第19条中「および第22条から第24条まで」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

| 名称         | 使用料（月額） |
|------------|---------|
| 品川区立ソレイユ戸越 | 74,700円 |
| 品川区立ソレイユ中延 | 87,300円 |

付 則

1 この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、

公布の日から施行する。

- 2 品川区立ソレイユ中延の使用について必要な手続は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(説明) ソレイユ中延を設置するとともに、従前居住者用住宅の使用料の限度額および使用区分を見直す必要がある。